

○山井委員 三十五分、健保法に関連して質問をさせていただきたいと思っております。

この協会けんぽ、今回延長した後、二年後に保険料がまだどれだけ上がるのかというのが最大の問題だと思うんですね。今回、私たちはこの法案には賛成をいたしますが、そういう意味で、朝から、るる、どうやって今後の医療、医療保険制度をやっていくのかという議論になっております。

そこで、今私が非常に心配しておりますのは、現在、産業競争力会議の中で、非常に自己負担のアップが議論されているということなんです。

先ほどからも議論がございましたけれども、きょう配付資料をお配りしておりますが、順番に見ていただきますと、三月二十九日、産業競争力会議テーマ別会合の中で、この二ページ、線を引いてありますように、「社会保障負担の削減に向けて、自己責任の範囲を考慮し自己負担を拡大」という中で、次のページにありますように、先ほど柚木議員、大西議員、中根議員からも質問がありましたように、二つ、私がやはり大問題だと思っているのが、高額療養費の自己負担の限度のアップ、それと七十五歳以上の一割から二割への負担なわけです。

先ほどの民主党議員の質問とも同じなんですけど、ほかの項目も検討すると言っているならばまだわからないではないんですが、ほかの項目は、ここにもございますように、実施が困難あるいは慎重にということが書かれているわけですね。

ですから、そういう意味では、なぜこれを検討と答えたのか。先ほどの大西議員にも話があったように、これは明確なマニフェスト違反なんです。高額療養費の自己負担限度額を引き下げますと言って選挙をやりながら、選挙が終わったら、引き上げるということを検討すると正式に答える。これは、ほかと同じように、困難とか慎重と答弁したらよかったじゃないですか。なぜ検討という答弁をされたんですか、田村大臣。

○田村国務大臣 先ほど、高額療養費は自民党の政権公約を読んで詳しく御説明をさせていただいたので、わかりだというふうに思いますけれども、要は、高額療養費が高いと言われる方々がおられます、負担が。それは、先ほど言いましたとおり、一定の所得があっても、がん等々、高額療養が長期間続く方々に対しては、これはやはり負担感があるんですよ。

それから、低所得者の方々、こういう方々には当然、それは低所得者ですから一定程度ではありますよ。しかし、今の高額療養費のその所得の割り方を見れば、それは二百万円ちょっとから七百九十万というのが一般であるというのを見れば、そこが同じカテゴリーに入っているのかどうかということを考えますと、そこにもやはり負担感はあるであろうと。

そういうことを踏まえた上で、これは引き下げるといっても考えなきゃならないというような議論を政権公約の中でさせていただいたわけでありまして。

一方で、では、高所得者をどうするかという議論は、これはいろいろな議論があろうと思います。それは今も、各地でいろいろな御議論をいただいておりますし、政党間でもいろいろな御議論があると思います。事実、民主党も、年金に関しては高所得者の方々は給付を下げようというようなお考え方があります。

ですから、幾らが高所得者かという問題はまたありますよ、これは。七百九十万といたって、がんでお苦しみになっておられれば、それは、所得は一定あるかもわからないけれども、一方で、かかる医療費が高額だというふうになれば、生活の負担感というものは当然あるわけでありまして、そこは慎重に考えなきゃなりません、あらゆる考え方がある中において、そういうものも含めて一応検討はさせていただこうということで、こうやって申し上げたわけでありまして、自民党が政権公約で申し上げた内容というものに関して、その部分に関しては引き上げるといことを我々は検討するつもりはございません。

○山井委員 これは五ページに高額療養費の額が入っておりますけれども、ということは、田村大臣、今の答弁を聞いていると、高額療養費の自己負担限度額を引き上げる可能性があるということですか。

○田村国務大臣 高所得者の高額療養費、こういうものに対しての引き上げるか引き上げないかということは、それは議論はしてもいいのではないかというふうに思います。

○山井委員 質問に答えてください。

ということは、引き上げる可能性もあるということですか、議論するということは。

○田村国務大臣 検討をすると私は言っておりますから、検討をするということでもあります。

○山井委員 質問に教えてください。

引き上げる可能性もあるということですか。

○田村国務大臣 私は、産業競争力会議で引き上げる可能性があるとは言っていないんですね。検討するというようなお答えを出させていただいております。ですから、正確に、検討をするということでもあります。

○山井委員 これは、「国民会議の議論も踏まえつつ、検討を予定。」と。

この国民会議というのは八月二十一日までですが、いつまでに検討して、いつ結論を出される予定ですか。

○田村国務大臣 国民会議の議論とこれがどうリンクしていくのかは、ちょっと私も頭の中で結びつきが今すぐにはわからないわけではありますが、一方で、産業競争力会議というのは、一定期間内に一定の取りまとめがなされるわけですから、それまでの間には、検討した上で、結論をお出しさせていただくことになろうと思います。

○山井委員 ということは、取りまとめ、年央と、つまり、年央というのは六月ぐらいとなっておりますが、その六月の取りまとめのときには結論を出すということでもいいですか。

○田村国務大臣 それは、取りまとめられるのでありましようから、それまでに結論を出さなかったら、もうやらないということですよ。取りまとめのときに何も出なかったら、それはやらないということでありましようし、取りまとめのときに、やらないという答えになるかもわかりません。検討ということでもあります。

○山井委員 念のためにお聞きしますが、やらないという結論かもしれないし、やるという結論かもしれないということですか。

○田村国務大臣 検討をさせていただいております。

○山井委員 この高額療養費の問題は非常に深刻な問題でありますし、同時に、私はもう一つびっくりしたのが、七十五歳以上の二割負担です、先ほど同僚議員からお話がありました。

七十歳から七十四歳も決まっていないときに、七十五歳以上を実施困難とか慎重と答えるに、普通決まっているじゃないですか。それを検討と答えるというのはなぜですか。これも、そうしたら今と同じように、年央、つまり六月ぐらいの取りまとめのときまでに結論を出すということですか。

○田村国務大臣 おっしゃるとおりで、今、七十から七十四歳のところをいろいろと議論しているわけですからね。それで一定の方向を出して行く中において、いきなり七十五歳以上をどうするんだというのは、結構先を行った議論だなというふうには思いますけれども、検討はさせていただくということでもあります。

○山井委員 いや、そこが理解できないんです。ほかは「困難」とか「慎重」と書いてあるんだから、七十四歳までも決まっていないのに、七十五歳以上は困難と答えるのが、私は普通だと思いますよ。

それに、補正予算で建設国債をたくさん発行して公共事業をたくさんやって、私たち民主党政権のときには、本当にこれは必死になって無駄削減をやりました。公共事業も、必要性は認めつつも、スリム化せざるを得ない。それはなぜかといったら、社会保障にお金を回さないとだめだと。先ほど柚木議員も質問しましたが、医療崩壊を救うために診療報酬も上げねばならない、ほかの介護や子育てにもお金をあげないとならない。歯を食いしばって公共事業を我慢したというところが私たちはあるんですよ。

だから、私たちが非常に心配しているのは、景気対策ということで公共事業にお金を使っておられますが、その暁には、七十五歳以上の二割負担に引き上げを検討する、そして、選挙で引き下げると約束した高額療養費の上限の負担も検討する。結局、そうしたら、公共事業に金を使い過ぎて、そのしわ寄せが社会保障に来ることになりかねないということになってしまうんですよ。

これは本当に検討するんですか、七十五歳以上二割負担というのは。どういうスケジュールで、どこで検討されるんですか、田村大臣。検討の必要ないよ、こんなもの。

○田村国務大臣 公共事業とは余り関係ない話ですね、これは。これで医療費が削減になれば、それはそういう話になるでありましようけれども、医療費削減になるとは、まず私は考えておりませんから。

公共事業はあくまでも、アベノミクスとよく言われておりますが、三本の矢の中の二番目の機動的な財政政策、

これは、一方で、防災対策という意味で、老朽化した橋であるとか道路であるとか堤防であるとか、いろいろなものをやはり直していくということは、これだけ災害が今多い中において、私は、やるべきときには必要なことだと思いますよ。

そして、今それが、景気対策という中で、やれる機会があるのであるならば、それはそれで私はやるべきであろうと思いますし、それによって医療費が削減されるというのであるならば、ただでさえ医療費は自然増であるのに、それを削減するなんということになったら、私もそれは一言も二言も言いますが、医療費を削減するなどというようなミスリードはやめていただきたいというふうに思います。

必ず、医療費というものは、自然増も含めて伸びていくわけでありまして。その中において、産業競争力会議でいろいろな、山井委員も、政務三役もやられて、審議会、いろいろなところに出られていると思いますよ、それは。そのときに、何もかも、だって、お招きした専門員であったりとか有識者ですよ、そういう方々に対して、いや、あれはもう一切やりません、これもやりません、あれもやりませんなんということは、まずあり得ないわけがあります。検討もしないというものは、例えば先ほども言いました、保険制度という中で、七割自己負担というようなものはそもそも保険にそぐわないでしょうから、だからこれは検討をしないということを私はその場で申し上げて、結論を出したわけでありまして。

しかし、こういうものに関しては、やはり、せっかく有識者の方々が御提案をいただいたんですから、それは一定程度検討はさせていただくというのが、それが礼儀であろうと思いますし、その上で、スケジュールというのは、先ほど御本人が言われたじゃないですか、この産業競争力会議、これが一定の報告書を出すまでにはちゃんと結論を出させていただいて、御返答させていただくことになろうというふうに思いますよ。

○山井委員 確認ですが、年央の六月の取りまとめまでにこの二割負担も結論を出すということでもいいですか。

○田村国務大臣 先ほどそう申し上げたつもりなんですけれども、それまでに出せなかったら、自動的に、何も結論を出せなかったということになるんでしょうね、これは。

○山井委員 田村大臣、私、今答弁を聞いてよくわかりましたけれども、そこが民主党政権と違うんです。私も政務三役をやりましたが、民主党政権だったら、高額療養費の自己負担の引き上げ、マニフェストに引き下げと書いたのに、引き上げてくれと産業競争力会議から言われたら、拒否をします。さらに、七十五歳以上の二割の自己負担引き上げも、検討なんて答弁はしません。つまり、検討と答弁している段階で、もう押し込まれているわけです、そこは。そこは毅然としてちゃんと断らないと、もう押し込まれてしまっているわけですよ。

自民党政権の姿勢が今のでわかりましたが、もう一つ、この高額療養費に連動して、深刻な問題がございます。

この七ページにもございますように、この高額療養費、今の比例一〇部分引き上げだけじゃないんですね。このままいくと、生活保護の引き下げに連動して住民税非課税限度額に、実は、この資料を見ていただきたいんですけど、七ページ、下線を引いてあります、二十一人、医療保険制度の高額療養費の所得区分。つまり、非課税であれば月に三万五千四百円、ところが、ここが課税になると八万百円に、倍以上になるんですよ。課税か非課税かというのは、これは本当に大問題なんです。

ところが、今回、六・五％、最大一〇％生活保護水準を下げるという中で、田村大臣、生活保護基準を引き下げると住民税の非課税限度額の引き下げにつながって、生活保護の水準引き下げに従って、ここにありますように、三万五千四百円から八万百円プラスアルファに上がる人というのが、来年の四月以降、出てくる可能性はあるんじゃないですか。

○田村国務大臣 まず、そこが自民党と民主党の違いなんだよとおっしゃられますが、結構、民主党さんも事業仕分けで粗っぽい御議論をされておられたと思いますよ、責任のある方々が。ですから、余りそういうことはおっしゃられない方がいいんだというふうに思います。

それから、今のお話であります、以前からこれは山井議員ともう何度も何度もやらせていただいておりますけれども、我々は、そういうふうな形で住民税非課税限度額になるべく影響が出ないような形でいろいろな対応をしていこうということで、総務大臣にもそういうお願いをさせていただいておりますし、一方で、与党の場合は、我が自公の政権の場合は与党が税制に関してはかなり影響力をお持ちでございますから、そのキーマンに対しましてもそのような形でお願いをさせていただいて、一定の御理解はいただいておりますというふうに思っております。

ます。

○山井委員 この八ページに今の答弁に関する議事録があるんですが、私は、田村大臣が今まで事実と違う答弁をこの委員会でされてきたんじゃないかな、そういう疑問を持っております。

どういうことかといいますと、下の方、三月十九日、長妻昭議員が、「では、地方税の非課税のラインを引くときに、」この下線を引いた部分ですね、「低所得者対策に配慮する、今回の生活保護と連動させないようにしてください、こういう閣議や閣僚懇の申し合わせというのはあったんですか。」というのに対して、田村大臣は、「影響を極力なくすようにという閣僚間での合意をさせていただいた」と。

それで、この上の議事録、その合意があったというのは私は聞いていませんでしたから、初耳だったのでびっくりして、もう一度、四月十二日に確認しました。

上にありますように、田村大臣は私に対して、四月三日の質問でも、今の生活扶助基準引き下げを、住民税非課税限度額への影響を極力なくす閣僚間で合意していると答弁されているんです、田村大臣、それは総務大臣と合意をされているということによろしいですかということを知ったら、閣僚懇、閣議後の懇談会で我々が一応合意した内容の中に、三番目にこう書いてあるんです、今回の生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に影響ができる限り及ばないように、引き続き、各府省に協力をお願いしますと、私はこれをもって合意したというふうにお答えしたということですよ。

今ここにフリップもございしますが、つまり、これが合意の文章なんですね。

それで、この下、九ページにございしますが、ここに書いてありますように、「各府省のご協力をお願いします。」なんです。合意はしていないんですよ。合意をしたのは何かというと、この二に書いてある、その他の生活扶助基準の見直しについては、できる限り影響が及ばないように対応すると合意しているんです。

逆に言えば、一番目の個人住民税の非課税限度額は、影響が及ばないようにとは書いていないんです。除かれているんです。さらに、三番目の子供の教育の就学援助、この部分にも、各自治体で判断となって、影響が出ないようにという文言は外されているんです。

田村大臣、ということは、新藤大臣とは、非課税限度額については、連動しないようにという合意はできていないんじゃないですか。お願いしているだけじゃないですか。

○田村国務大臣 いや、これは二番もお願いしますなんですね、次の「ご確認いただくようお願いします。」と。だから、両方ともお願いしますので、何をおっしゃっておられるのかよくわからないんですが。

文章は、これを合意したんですよ、ここに書いてある文章を。「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」ということで、私が閣僚懇談会でお願いをして、合意したんですよ。それで、一番、二番、三番とあって、二番もお願いします、三番もお願いしますですが、その三番に、今回の生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に影響ができる限り及ばないように、引き続き、各省庁の御協力をお願いしますということで合意をいたしたわけでありまして、これをしていないと読まれるのは山井先生の勝手でございますけれども、私はこれで合意をいたしておるという認識でございますから、合意をしたというふうに申しておるわけでありまして。

○山井委員 確認しますよ。

新藤大臣と、個人住民税の非課税限度額等について、生活扶助基準の引き下げが連動しないように合意をしたんですか、本当に。本当に合意をしたんですか。

このペーパーには書かれていませんよ、連動しないようにということは。次の二の項目にしか書かれていませんよ。本当に合意したんですか。お願いしただけじゃないですか。そこ、合意とお願いは違いますよ。お願いは、連動しないようにお願いしますと一方的です。相手がイエスと言おうが、ノーと言おうが、お願いしましたと。しかし、合意というのは、新藤大臣も、極力連動させないようにしますと答えないと合意になりませんから。

田村大臣、そちら、どちらなんですか。お願いだけですか、新藤大臣も合意したんですか。明確に。

○田村国務大臣 新藤大臣の答弁だと思うんですが、こう言っているんですね。先日の私の答弁は、こうした内容についてお答えしたものであります。総務省からも、今回の生活保護基準の見直しに係る非課税限度額のあり方については、厚生労働省の考え方も十分に聞きながら、平成二十六年度以降の税制改正において、与党の税制調査会の議論も踏まえ、検討するとの答弁があったところであり、そごが生じるものではないと考えている。

新藤大臣がこうやっておっしゃっているんですから、私もそうやって言っていて、新藤大臣もそう言っていて、これで、山井さんが合意していないと言うのは御自由でございますので、どうぞそう思ってください。

○山井委員 その答弁、ですから、違うんですよ。厚生労働省の言い分を聞きながら検討するとしか言っていないんですよ。合意したとはあえて言っていないんです。

田村大臣、田村大臣は、個人住民税の非課税限度額に生保の引き下げが連動しないように合意したと言っているんですよ。でも、新藤大臣は、厚生労働省の言い分を聞きながら検討すると。合意したとは言っていないんですよ。

本当に合意したということでもいいんですか。連動しないようにするということが新藤大臣が合意したということでもいいんですか。

○田村国務大臣 でき得る限りということは申し添えておきたいと思います。

その上で、まず、新藤大臣の答弁は、そごが生じるものではないとおっしゃっているんですね。それは、日本語がわからなければ御理解いただけるというふうに思いますよ。

それから、もう一方で、先ほど来言っているのは、実は、二番も、「ご確認いただくようお願いします。」とお願いしているんです、二番のところも。三番もお願いしているんです。お願いは合意でないとおっしゃられれば、そもそもこれ自体全部合意じゃないという話になっちゃいますので、そこは、日本語をよくよく見ていただければ御理解いただけるんだというふうに思いますよ。

○山井委員 田村大臣、私、実はこの質問を三回ぐらいしているんですが、なぜしているかと言ったら、これは連動する人が非常に多いんです。

なぜならば、介護保険、今、非課税で減免を受けている方、一千七百二十七万人ですよ、これは。六・五%にはねたら、下手したら百万人が課税になる上に、介護保険料は引き上げになって、一割自己負担は二万五千円から三万六千円になって、特養のホテルコストも引き上げになる。大変なことなんです、これは。ですから、これが連動するかどうかというのは、日本の低所得者にとっては大変深刻な問題なんです。

田村大臣は言い張られるかもしれませんが、このペーパーが全てなんです。真実を物語っているんです。非課税限度額のとときには、影響を与えないという言葉は除かれています。就学援助についても、影響を与えないという言葉は除かれています。ですから、このペーパーだけを読めば、残念ながら、田村大臣は、文科大臣や総務大臣に、できる限り影響を与えないようにということをお願いしたけれども、合意には至っていないからその文言が入っていないということになるというふうに私は思っております。

とにかく、このことについては、来年四月には答えが出ることであります。ですから、私は田村大臣に言いたいのは、わからないならわからないと言わないと、下手に、極力影響を与えないように合意したなんということと言うと、後でうそになりかねないということを行っているんですよ。少なくとも、私は、この文章を普通に読めば、合意したという文章にはなっていませんから。

それに、おまけに、もっと失礼な言い方になるかもしれませんが、非課税限度額に連動させるかどうかの最終決定は、これは総務省の管轄なわけですから、やはり田村大臣が、連動させない、連動させないということをおっしゃるといことは、ちょっと私、それは願望としてはわかりますけれども、権限がないのに余りそれを言って、何か変に多くの低所得者の人に、ああ、大臣が連動しないと言っているから大丈夫なのかなと思ったら、実は田村大臣は権限はありませんでしたということになったら大変だということをお願いしたいと思います。

それでは、時間も限りがありますので、診療報酬の話を知りたいと思っております。

この診療報酬、きょうの配付資料にもありますが、健保連が先日の国民会議でこういうペーパーを配っております。

どういうことかという、民主党政権では、過去ずっと診療報酬が下がってきましてのを、これでは医療崩壊は防げないということで、二回連続ネットプラスで改定をいたしました。この間、私も十四年前から厚生労働委員会におりますから、医師不足の問題、産科の問題、救急の問題、何とかせねばならないということとずっと議論してきました。そういう思いを込めて、何が何でも診療報酬をネットプラス改定ということで、少しではありますが、二回連続ネットプラスに持っていきました。その方法としては、薬価の改定分を診療報酬本体の引

き上げ財源とするという方法だったんですね。

ところが、今回のこの国民会議での健保連の意見陳述によると、そういうやり方はしないでくれということを言っているわけです。

先ほどの柚木議員の質問にも関連しますが、来年四月、診療報酬改定があります。消費税の増税部分、それはおいておいて、民主党政権のときと同じように、診療報酬のネットプラス改定を田村大臣としては目指されるわけですか。

○田村国務大臣 診療報酬改定に関しましては、前回の改定で、〇・〇〇四%でありましたけれども、マイナス改定にならなかったということに関しましては、御努力をいただいたというふうに思います。

その上で、政務官をおやりになっておられましたから、これはもう御承知のとおりだと思いますけれども、当然、この診療報酬に関しましては、まず、総額をどうするかという問題は、その当時の物価でありますとか賃金でありますとか、それから医療経済実態調査、医療機関の経営がどうなっているか、こういうことを鑑みながら、もちろん、その時期の医療がどういう状況かということも踏まえながら、最終的に総額をどうするかというのを決めた上で、中医協におきまして細かい部分の診療報酬が決まってくるということでございます。

でありますから、これからしっかりと検討をさせていただきながら、医療が後退しないように、前に進むように頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○山井委員 ちょっと不明確な答弁なので、改めて聞きます。田村大臣の意思を聞いているんです。

私たち民主党政権のときは、財務省とも戦いました。財務省は引き下げると言ったのを、私たちは、長妻大臣を先頭に、何が何でも今の医療崩壊を防ぐには診療報酬のプラス改定は必要なんだ、そういうふうなことで戦いました。政務三役が先頭に立って、引き上げるということをして、戦いました。すごいバトルを展開してネットプラスを勝ち取りました。

ですから、田村大臣は厚生労働省のトップなわけですから、その決意を聞いているんです。ネットプラスを目指しているのか、目指していないのか、どちらですか。

○田村国務大臣 それは、医療が、やはり質も含めて前に進んでいかなきゃならぬわけでありまして。そのために必要な診療報酬をしっかりと我々は要求してまいりたいと思います。そういう意味では、しっかりと戦ってまいります。

○山井委員 しっかりとネットプラスを実現するために戦っていくということですか。

○田村国務大臣 聞いていただければわかると思いますので、大体皆さんわかっておられると思いますよ。

○山井委員 田村大臣、私、不思議ですね。ネットプラスを目指すとおっしゃったらいけないじゃないですか。なぜそのワードを出せないんですか。ネットプラスを目指すということをおっしゃってください。

○田村国務大臣 何をもってしてネットプラスというのかということも考えますけれども、少なくとも、今の医療が後退しない、前に進む、そういうような診療報酬改定にしていかなきゃならぬと思いますから、戦ってまいるといふことでもあります。戦ってまいるといふことはどういうことかは、もうわかっていると思いますね。

○山井委員 いや、私、わからない。もうちょっと明確に言ってください。ネットプラスを目指すのか、目指さないのか。

要は、大臣がどれだけの決意を持っているかということが今問われているわけですよ、それは。片や、先ほども言ったように、厚生労働省から出てくるメッセージは、七十五歳以上の負担を一割から二割にします。びっくり仰天ですよ、それは。七十歳から七十四歳も決まっていけないのに。おまけに、高額療養費も、選挙で約束したから下げてくれると思ったら、逆に引き上げを検討しますと言う。

それで、逆に、医療充実のための診療報酬をネットプラス、民主党は二回やったんですから、それを続けるだけの話ですよ、それをやるんですかと言ったら、なぜ充実の方は明確に答えられないんですか。ぜひ明確に教えてください。

○田村国務大臣 充実しない方も明確に答えられているとは思っていないんですけれども。

ネットプラスという言い方が何なのかなという、そういう思いはあるんですよ、そういう思いは。しっかりと医療が充実するような、そういう診療報酬改定にしなきゃいけないというふうに思っております。マイナスには

しちゃいけないなというふうに思いますけれども、それでいいのかなという気もいたしております。

いずれにいたしましても、民主党さんが二回ほどの診療報酬改定で御努力していただけてきたことには、私も評価をさせていただいておりますし、それも見ながら、しっかりと我々も、医療の充実のために、診療報酬の確保に努力するように戦ってまいりたいというふうに申し上げておる次第であります。

○山井委員 何でプラスを目指すと言えないんですか。マイナスにはしたくないとか。

なぜかという、全国の医療関係者とかも固唾をのんで、日本の厚生労働省、日本の国会議員は党派を超えて医療の現場のことを考えているかというのは、みんな見守っているんですよ。それに対して、まさにそのメッセージを発するのは大臣じゃないですか。大臣がこんなに聞かれてもプラス改定と言えない。そんな大臣で医療が充実するはずないじゃないですか。

プラス改定すると約束してください。

○田村国務大臣 マイナスにならないように頑張ると言っているんですよ。(山井委員「では、ゼロじゃないですか、そうしたら。ゼロじゃだめでしょう」と呼ぶ)では、〇・〇〇〇〇〇〇〇一ならいいんですか。何を言っているかよくわからないですね、私、もう。

あなた方が胸を張ってやられたことは私も評価していますよ。評価していますけれども、ネットプラスだとか、そういう話じゃないんじゃないかと。要するに、マイナスはすべきじゃないと思いますから、私どもも一生懸命努力してまいりますし、さらに高い目標を持って私は戦ってまいるというふうに申しておるわけでございます。

○山井委員 拍手している場合じゃないですよ。

民主党は二回連続プラスで上げたんですよ。そのためにどれだけ戦って、どれだけ必死な思いをしたか。長妻大臣が総理官邸に行き、財務省と何か月もけんかをし、プラス改定するというのはそんな簡単な話じゃないんですよ。

まさに、日本の医療をプラスに持っていけるかどうかのシンボルなんですよ、一つの。その一つのシンボルのために政治家は戦っているんですよ。そのことぐらいしっかり明言してもらえないと、日本の医療の将来は暗いと思います。

以上で質問を終わります。